

令和 8 年度 世田谷区学芸研究員《考古学》（会計年度任用職員）募集要領

1 主な職務内容等

分 野	考古学
職 務 内 容	・文化財の保存及び活用に係る調査、研究及び普及、啓発並びにこれらの指導、助言に関すること。 ・文化財に関する資料の収集及び整理に関すること。 ・郷土資料館の資料に係る調査及び研究並びにこれらの指導、助言に関すること。 ・郷土資料館の資料の収集、整理及び保管、展示等活用に関すること。 ・そのほか教育委員会が必要と認める事項。
具体的 な業務	・埋蔵文化財等の現地調査及び現地での試掘立会等。 ・埋蔵文化財等の普及・啓発事業。 ・埋蔵文化財等に関連する調査記録作成、データ入力ほか一般行政業務。（専門分野以外の Word、Excel 等による文書及びデータ入力、電話応対、接客など） ※特に普及・啓発事業に関しては、I C T 活用の知識を要する。 ・収蔵考古資料の整理・目録作成・保管・展示等利活用に関する業務。 ・考古分野に関する問い合わせ対応。
募 集 人 数	若干名

2 身 分

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく一般職の非常勤職員

3 応募資格

採用日現在、博物館法第 5 条に基づく学芸員の資格を有する方、もしくは、大学院の修士課程において考古学に関する項目を専攻して修了し、考古学に関する調査の経験を有する方。

※地方公務員法第 16 条（9 参考に記載）のいずれかに該当する方は、応募できません。

※採用日までに資格取得及び卒業・修了見込みの方も含みます。

4 申込締切 令和 8 年 1 月 13 日（火）必着

5 申込方法 次のとおり申込書等を郵送又は持参してください。

提 出 書 類	(1)履歴書 市販の履歴書（写真貼付） (2)業績目録（考古学に関する調査歴、研究歴等を記載）様式は自由 ※学芸員としての業務である論文（卒業論文等を含む）、講演、調査歴、実務経験等について年代順に記入してください。 (3)学芸員資格が分かる書類、もしくは大学院の修士課程において考古学に関する項目を専攻し修了したことがわかる書類 (4)課題作文【A 4 版横書き 1000～1200 字程度】 テーマ：「文化財行政における埋蔵文化財の活用について」 (5)世田谷区における勤務経歴等確認票 ※(1)～(5)すべて令和 8 年 1 月 13 日（火）必着 <郵送又は持参>
------------	---

提出方法	郵送の場合は封筒に朱書きで「採用選考申込 世田谷区学芸研究員（考古学）」と明記し、必ず<u>簡易書留等</u>により配達記録が残る送付方法で郵送してください。 持参の場合は、祝日以外の月曜日から金曜日、午前8時30分から午後5時までに お越しください。
提出先	〒154-0016 東京都世田谷区弦巻3-16-8 世田谷区教育委員会事務局 生涯学習課 文化財係（世田谷区教育会館3階）

- ※ ご提出いただいた申込書類の返却はできませんので、予めご承知おきください。
- ※ 履歴書やその他の添付書類に記載の個人情報については、世田谷区個人情報保護条例および同施行規則に基づき適正に取り扱い、学芸研究員《考古学》（会計年度任用職員）採用選考および採用事務の目的を遂行するために使用します。

6 勤務場所

世田谷区教育委員会事務局 生涯学習課 文化財係（世田谷区教育会館3階）

7 勤務条件

- （1）任用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
 ※勤務実績等を考慮し、能力実証を行った上で、翌年度に再度の任用をする制度があります。
- （2）勤務日数 月16日
- （3）勤務時間 原則、午前8時30分～午後5時15分まで（うち休憩時間1時間あり）
 ※ 原則超過勤務はありませんが、公務のために緊急の必要がある場合、所定の勤務時間以外に超過勤務をお願いすることがあります。超過勤務を行った場合は、超過勤務手当（相当する報酬）を支給します。
- （4）報 酬 ①報酬月額 216,960円（地域手当相当分含む。）
 ・令和7年度現在の金額（報酬改定前の金額）です。
 ・常勤職員の給与改定に応じて、変更する場合があります。
 ②期末手当及び勤勉手当 763,699円
 ・令和7年度現在の金額（報酬改定前の金額）です。
 ・期末手当及び勤勉手当の額は、年間を通じて（4月から3月まで）任用された場合の額（任用期間によって変動する場合があります）。
 ※交通費別途支給（月額上限55,000円）
- （5）社会保険 健康保険、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。
- （6）公務災害補償等 公務災害補償等が適用されます。
- （7）休 日 土曜日・日曜日・祝日 ※休日勤務等もあり
- （8）休 暇 年次有給休暇その他条例等に規定する休暇（慶弔休暇、夏季休暇等）があります。
- （9）そ の 他 ・地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合は懲戒処分等の対象となります。
 ・勤務場所は、原則敷地内禁煙です。

8 選考方法

(1) 第一次選考（書類選考）

第一次選考結果は、可否に関わらず申込者全員の方に郵送します。

(2) 第二次選考（面接試験）

令和8年2月上旬に実施予定。

詳細については第一次試験合格者に通知します。

9 参 考

【地方公務員法第16条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません（心神耗弱を原因とするもの以外）。

【問い合わせ先】

世田谷区教育委員会事務局 生涯学習課 文化財係

〒154-0016 東京都世田谷区弦巻3-16-8

電話：03-3429-4264（直通）

FAX：03-3429-4267